

## 建築物の適合率について

## ①埼玉県福祉のまちづくり条例の目的

高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備促進等により全ての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与すること。

## ②条例の対象となる施設（生活関連施設）

- ・ 学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、銀行その他不特定かつ多数の者の利用に供する建築物
- ・ 公共交通機関の施設
- ・ 公園
- ・ 道路
- ・ 路外駐車場

## ③生活関連施設の整備基準の遵守

生活関連施設を設置しようとする者は出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等を円滑に利用できるようにするための基準（整備基準）を遵守しなければならない。遵守に関する罰則規定はない。

## ④条例で届出が必要となる施設（特定生活関連施設）

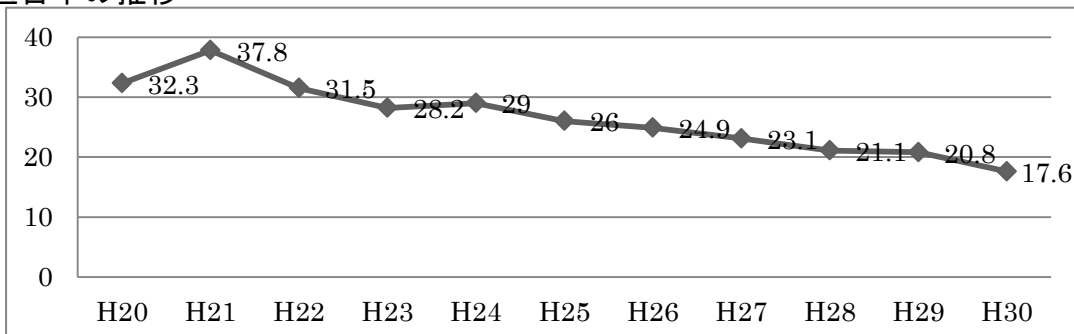
生活関連施設のうち、特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備促進が必要な施設には届出義務がある。

特定生活関連施設のうち建築物については、より具体的な用途区分と一定の規模により定めている。

## ⑤建築物に関する整備基準

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1. 利用円滑化経路について  | 9. 客室      |
| 2. 視覚障害者利用円滑化経路 | 10. 客席     |
| 3. 出入口          | 11. カウンター等 |
| 4. 廊下等          | 12. 案内板等   |
| 5. 傾斜路          | 13. 駐車場等   |
| 6. 階段           | 14. 敷地内の通路 |
| 7. 便所           | 15. 授乳場所等  |
| 8. 浴室等          | 16. 休憩設備   |

## ⑥適合率の推移



②適合状況について（平成30年度）

		届出 件数	適合件数 (率)	平均 点	半数以上で不適合の項目
イ	児童福祉施設等	102	15 (14.7%)	48.4	利用経路、便所、案内板
ロ	学校	11	3 (27.3%)	44.5	利用経路、視覚利用経路、案内板
ハ	病院、診療所	22	0 (0%)	47.6	便所、カウンター、案内板
ニ	観覧場、公会堂、集会場	11	7 (63.6%)	82.3	
ホ	博物館、美術館	0	-	-	-
ヘ	銀行等金融機関の店舗	2	0 (0%)	56.3	利用経路、階段、便所、カウンター、案内板、敷地内通路
ト	郵便局	0	-	-	-
チ	一般電気ガス事業の店舗	0	-	-	-
リ	公衆便所	5	1 (20.0%)	51.7	利用経路、案内板
ヌ	ホテル、旅館等	2	0 (0%)	64.6	利用経路、便所、客室、案内板、休憩施設
ル	コンビニエンスストア	44	1 (2.2%)	64.2	便所、カウンター
ヲ	物販店、飲食店	49	3 (6.1%)	47.3	利用経路、便所、カウンター、案内板
ワ	公衆浴場	0	-	-	-
カ	理髪店、美容院	1	0 (0%)	0	利用経路、案内板
ヨ	市場	0	-	-	-
タ	劇場、映画館	0	-	-	-
レ	遊技場、ダンスホール	1	0 (0%)	16.7	利用経路、階段、便所、駐車場、敷地内通路
ソ	ボーリング場、水泳場	0	-	-	-
ツ	自動車車庫	3	2 (66.7%)	83.3	
ネ	火葬場	0	-	-	-
ナ	映画、テレビスタジオ	0	-	-	-
ラ	工場、事務所	77	2 (8.0%)	27.8	利用経路、視覚利用経路、便所、案内板
ム	共同住宅	33	0 (0%)	26.2	利用経路、視覚利用経路、階段、案内板、敷地内通路
ウ	公共的施設	11	4 (36.4%)	84.6	
<b>小規模建築物</b>					
イ	診療所、薬局、理容店	15	10 (66.7%)	81.1	
ロ	コンビニエンスストア	2	2 (100%)	100	
ハ	物販店舗	25	16 (64.0%)	76.0	

※変更届等は対象外 ※埼玉県所管分の届出のみ集計